

## 湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、湯川村への移住及び定住を促進し、定住人口の増加と空家の有効活用を図るため、予算の範囲内において湯川村中古住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年3月18日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら自己の居住の用に供する居住部分の床面積が50平方メートル以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの。併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上あるものをいう。
- (2) 中古住宅 前号に掲げる住宅のうち、過去に人の居住用として使用されたことがあるものをいう。
- (3) 基準日 建物に係る登記の全部事項証明書に記載された所有権移転年月日をいう。
- (4) 定住 基準日以降において5年以上継続して生活の本拠を村内へ置くこと。
- (5) 若者世代 基準日において世帯主又はその配偶者が満45歳未満である者をいう。
- (6) 子育て世帯 基準日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを扶養する者をいう。
- (7) 転入者 基準日の前日から起算して前5年間に本村において住民登録がない者が、他の市区町村の住民基本台帳から、本村の住民基本台帳に登録されること。ただし、基準日の前日から起算して前1年以内に本村の住民基本台帳に登録されることを含む。
- (8) 村内在住者 基準日の前日から起算して前5年間に本村において住民登録がある者をいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、対象住宅を取得する者であつて、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 満60歳未満で村内に定住する目的で中古住宅を取得した者
- (2) 前号の住宅に居住し、定住することを誓約する者
- (3) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、村税等を滞納していない者
- (4) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、湯川村暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第2号）に規定する暴力団員等でない者
- (5) この補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

### (補助対象住宅)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる住宅は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 基準日が令和8年4月1日以降であり、かつ、契約締結日から1年以内のもの
- (2) 補助対象者及び同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した住宅でないこと。
- (3) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）その他関係法令の基準に適合する中古住宅であること。
- (4) 居住用住宅の延床面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと。  
(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付対象となる経費は、中古住宅の取得に要した経費とし、次の各号に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費  
(補助金の額)

**第6条** 補助金の額及び若者世代加算額、子育て世帯加算額、村内就業加算額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に定める補助金のほか、県外からの転入者にあつては、来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件を満たす者について、来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づき算出した額を加算して交付するものとする。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 第1項及び前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 別表第1で算出した加算額が、取得費用を上回る場合は、その上回った額を差し引くものとする。

5 この補助金の交付は、同一敷地内につき1回を限度とする。ただし、交付決定日より起算して過去5年間において当該補助金の交付を受けていない場合を除く。

(交付の申請)

**第7条** 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日から起算して1年以内に、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (2) 対象住宅に係る売買契約書の写し
- (3) 対象住宅の取得に係る領収書等の写し
- (4) 物件の位置図及び内外観写真
- (5) 対象住宅に係る登記の全部事項証明書の写し
- (6) 市町村税の納税証明書

- (7) 入居する世帯全員分の住民票の写し
- (8) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
- (9) その他、村長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

**第8条** 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、湯川村中古住宅取得支援事業補助金付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

**第9条** 村長は、第7条の規定による申請を受理してから30日以内に前条の決定を行うものとする。ただし、申請等総額が予算を超過した場合、申請に不備がある場合及びその他特段の事情がある場合はこの限りでない。

（補助金の請求）

**第10条** 第8条の通知を受けた者は、速やかに湯川村中古住宅取得支援事業補助金請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

**第11条** 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、村長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 不正の手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により決定を取り消したときは、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該申請者へ通知するものとする。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

対象経費	補助率	基本額	加算額		
			若者世代	子育て世帯	村内就業
住宅取得費 ※1	1/2以内	転入者 30万円	10万円 ※2	10万円 ※3	10万円 ※4
		村内在住者 20万円			

※1 土地取得費、外構工事費等は補助対象外とする。

※2 基準日（建物に係る所有権移転年月日）において世帯主又はその配偶者が満45歳未満である場合、10万円を限度に加算する。

※3 子ども（基準日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を一人以上扶養する場合、10万円を限度に加算する。

※4 村内就業加算額は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 村内の事業者と雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者となる労働契約を締結する者、又はその者の世帯に属する者

（2） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第3項の規定により市町村において青年等就農計画の認定を受ける者、又はその者の世帯に属する者

様式第1号 (第7条関係)

湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

湯川村長 様

郵便番号 ー  
(申請者) 住 所  
氏 名 ⑩  
生年月日 年 月 日 ( 歳)  
電話番号 ー ー

湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

補助金交付申請額	金 円		
住宅の所在地	湯川村		
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	延床面積	m <sup>2</sup>
住宅の所有状況	1 単独名義 2 共有名義 ( )		
	住宅取得費 円		
基準日	年 月 日 ※建物に係る登記の全部事項証明書に記載の所有権移転年月日		
加算額	<input type="checkbox"/> 若者世代加算 <input type="checkbox"/> 子育て世帯加算 <input type="checkbox"/> 就業加算		

2 添付書類

<input type="checkbox"/>	誓約書及び同意書 (様式第2号)	<input type="checkbox"/>	市町村税の納税証明書
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>	入居する世帯全員分の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し	<input type="checkbox"/>	補助金の振込先金融機関の通帳の写し
<input type="checkbox"/>	物件の位置図及び内外観写真	<input type="checkbox"/>	その他、村長が必要と認める書類
<input type="checkbox"/>	登記 (建物) の全部事項証明書の写し		

様式第2号（第7条関係）

## 誓約書及び同意書

湯川村中古住宅取得支援事業補助金の交付申請に当たり、私及び同一世帯の者全員が湯川村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者であり、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱を遵守し、5年以上の期間継続して村内に定住することを誓約いたします。

また、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱の各規定に関し、私の属する世帯の住民基本台帳の情報について担当職員が確認することに同意します。

年 月 日

湯川村長 様

住 所

氏 名

電話番号

— —

⑩

様式第3号（第8条関係）

文書番号  
年 月 日

（申請者） 様

湯川村長

### 湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で貴殿より申請のあった湯川村中古住宅取得支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

#### 記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件等
  - （1）事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
  - （2）事業を完了した時は、速やかに報告すること。

様式第4号（第10条関係）

湯川村中古住宅取得支援事業補助金請求書

年 月 日

湯川村長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

年 月 日付け湯産商第 号で交付決定通知のあった湯川村中古住宅  
支援事業補助金について、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱第9条の規定に  
基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額							円
--------	--	--	--	--	--	--	---

様式第5号（第11条関係）

文書番号  
年 月 日

（申請者） 様

湯川村長

### 湯川村若者定住促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け湯産商第 号で交付決定した湯川村中古住宅取得支援事業補助金については、下記のとおり取消すことに決定しましたので、湯川村中古住宅取得支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

#### 記

取り消した理由

#### 【教 示】

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、湯川村長（以下「村長」という。）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、湯川村（村長が被告の代表者となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。